平成２９年（フ）第２５７２号
横浜市都筑区仲町台１丁目12番25―204号
破産者　鎌田　圭造
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７２号
神奈川県平塚市桃浜町32番10―106号　ベルピア平塚第８、前住所神奈川県平塚市黒部丘６番19―331号
破産者　長内　直樹
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２号
富山県魚津市大海寺野5033番地１、開始決定時の住所富山県魚津市吉島１―11―19　ゆかりマンション２号室
破産者　小幡　良治
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１９号
富山市水橋柳寺１番地１、住民票上の住所富山市水橋町３番地１
破産者　尾島穂津美
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１１号
岐阜市中鵜６丁目180番地１、開始決定時の住所岐阜県各務原市各務おがせ町９丁目148番地　後藤自動車㈱本社事務所内
破産者　後藤　章夫
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９３５号
堺市西区浜寺石津町西４丁３番８号　メゾンユービ浜寺３－Ｄ
破産者　橋埜　裕輝
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１３６号
堺市西区浜寺元町６丁848番地３
破産者　ヨシダ紙工所こと　芳田　松三
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
兵庫県伊丹市森本８丁目133番地、開始決定時の住所兵庫県伊丹市藤ノ木３丁目３番６号
破産者　光明　真紀（旧姓宮本）
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
兵庫県川西市矢問３丁目２番24号
破産者　藤友　　積
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第７０２号
兵庫県西宮市山口町上山口２丁目28番３号Ａ棟102号
破産者　今西登紀子（旧姓原口）
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７２０号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町３丁目２番16号
破産者　小田伸太郎
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４３号
福岡県久留米市東合川新町１番１―404号
破産者　グリーンテクノ，ＬＡ・ＦＩＥＬＤこと　宮崎　弘史
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１５２号
福岡県久留米市東櫛原町874番地１　渕上コーポ203号、住民票上の住所福岡県久留米市長門石４丁目４番15号
破産者　高田　宇京
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１５９号
福岡県久留米市通町109番地24　グレイスコート通町401号
破産者　松下　政裕
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２３４号
福岡県うきは市浮羽町妹川3306番地、前住所福岡県朝倉市来春24番地１　来春コーポ102号
破産者　原口　健太
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７０６号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番６―407号
破産者　伊藤　直子（旧姓信岡）
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７２９号
北九州市小倉北区片野１丁目９番18号
破産者　児嶋　春代
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部